

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(1)商品・サービスの安全の確保			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-1-1	危害・危険情報のための調査分析・商品テストと積極的な発信等		
【 施策の概要 】			
<p>商品・サービスによる危害・危険を防止するため、消費生活総合センター等に寄せられる相談情報を始め、商品等に関する危害・危険情報を広く収集し、「危害防止対策検討会」において必要な対応策について検討している。また、都立産業技術研究センター、東京都健康安全研究センター、国民生活センター等と連携し、「消費者事故等情報検討会」を組織し、事故原因の究明、調査・分析機能の更なる強化を図っている。</p> <p>安全性に疑いがある商品等については必要な調査・分析、テストを実施し、商品等に関する安全確保について、事業者への指導、関係機関への要望、消費者への注意喚起を行っている。</p> <p>引き続き、迅速かつ的確な情報の収集・分析を行うとともに、関係機関と連携してその調査結果を国に対する規制強化等の要請や、事業者や関係事業者団体への指導・要望、消費生活条例による製品の改善勧告などへより一層活用していく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>① 危害防止対策検討会で、消費生活総合センター等に寄せられる相談情報をはじめ、収集した危害・危険情報の分析・検討を行った。</p> <p>② 消費生活条例第9条に基づく調査は「ベビーバスの安全性に関する調査」(平成30年5月)、「薄型テレビの転倒による乳幼児のけがに関する調査」(平成30年7月)を公表するとともに、「子供用ライフジャケットの安全な使用に関する調査」(平成31年3月公表予定)、「洗剤等の詰め替え、移し替えにおける安全に関する調査」(平成31年10月公表予定)を実施した。</p> <p>③ 商品テストは「スチームクリーナーの安全性」(平成30年9月)を公表するとともに、「主として高齢者が日常生活において使用する棒状つえの安全性」(平成31年7月公表予定)を実施した。</p> <p>④ 上記調査等の結果に基づき、国、事業者等への情報提供、要望を行ったほか、消費者への注意喚起を実施した。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>事業者等への指導や、東京くらしWEB、東京くらしねっと等を用いた情報提供により、危害の未然・拡大防止につながった。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>① 商品等に関する危害・危険情報を広く収集し、危害防止対策検討会や消費者事故等情報検討会等を通じ情報の調査・分析、対応策の検討を行う。</p> <p>② 収集した情報をもとに問題となる商品等について、事業者や関係機関等から事情聴取等を行い、必要に応じて指導・改善要望等を行う。</p> <p>③ 商品等の安全性について必要な調査を実施し、事業者等への指導・要望、国等への提案・情報提供を行うほか、広く情報発信を行い、商品事故等の未然・拡大防止につなげていく。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	生活安全課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(1)商品・サービスの安全の確保			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-1-2	商品等安全対策協議会における消費者・事業者の協力による商品等の安全対策の推進		
【 施策の概要 】			
<p>消費者、事業者及び学識経験者で構成する「商品等の安全問題に関する協議会」を設置し、平成10年3月から、安全対策が必要な商品(群)について、危害防止のための方策を協議・検討し、具体的な提言を行ってきた。また、協議会の提言を踏まえ、事業者、関係機関への要望、消費者への注意喚起を行っている。</p> <p>協議会を機動的に運営し、より効果的な情報発信を行うため、平成20年度、「商品等安全対策協議会」に改組した。今後も引き続き、タイムリーなテーマにより継続的に協議・検討を行い、都民の安全な消費生活の確保を図っていくとともに、過去に取り組んだテーマについて、その後の国・事業者における取組状況や消費者の意識等を把握するなど効果検証を行い、事故防止に向けた継続的な取組を進めていく。</p>			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>平成30年度協議会「子供に対する電気ポットの安全対策」</p> <p>① 平成30年8月から検討・協議を開始し、平成30年度中に4回の協議会を開催した。</p> <p>② 協議会報告に基づき、転倒流水試験等に関する社内基準の更なる強化、内蓋パッキンの定期的な交換について消費者への周知の強化など、電気ポットの安全対策の強化や消費者への積極的な注意喚起について、事業者団体等に対して提案・要望を行うとともに、ホームページや情報誌等を通じて、消費者への注意喚起を実施した。</p> <p>③ 注意喚起リーフレット「電気ポットによる子供のやけどに注意！」(10万部)を作成し、都内保育所、幼稚園、保健所・保健センター、消費生活センター、小児科医院等へ配布した。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
<p>要望を受けた各団体では、団体のホームページや主催する研修会、講座等で団体会員及び消費者への周知に取組んだ。さらに、保育園、幼稚園、保健所、小児科医院では、園児の家族や乳幼児健診等でリーフレットの配布を行うことにより、事故の多い乳幼児期の適切な時期に事故の未然防止に向けた注意情報を得ることができる。</p>			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>① 様々な手段により収集した商品等に関する危害・危険情報からテーマを選定し、安全対策の検討・協議を行う。</p> <p>② 協議会報告が具体的な安全対策につながるよう、事業者団体、国等に要望するとともに、消費者に対し、効果的な情報発信を行う。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	生活安全課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

生活文化局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(1)商品・サービスの安全の確保			
【番号】	【施策名】		
3-1-3	消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施による製品の安全性の確保		
【施策の概要】			
<p>消費生活用製品安全法では、一般消費者の生命又は身体に対して、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる特定製品(10品目)と、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い特定保守製品(9品目)を定めている。</p> <p>平成23年度まで、都内の特定製品販売事業者及び特定保守製品取扱事業者に対する報告の徴収、立入検査、製品提出命令の事務を行っていた。平成24年度から区・市内の事業者に対する権限は区市へ移譲された。都は町村において引き続き事務を行う。区市に対しては、国・区市間の報告の移送等の的確な協力を実施する。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>都内の町村(平成30年度は瑞穂町、八丈町を対象)における特定製品10品目の販売事業者及び特定保守製品9品目の取引事業者に対して立入検査を実施した。</p> <p>○ 特定製品及び特別特定製品10品目(乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、登山用ロープ、家庭用圧力なべ・圧力がま、乗車用ヘルメット、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、ライター) 立入調査実績:54店舗(違反:3)</p> <p>○ 長期使用製品安全点検制度に基づく特定保守製品9品目(屋内ガス瞬間湯沸器(都市ガス用・LPガス用)、屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用・LPガス用)、石油給湯器、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機) 立入調査実績:12店舗(違反:0)</p> <p>区市の消費生活行政担当者を対象に、消費生活用製品安全法に関する事務連絡会を開催した。</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>特定製品販売事業者及び特定保守製品取扱事業者における法等で定められた責務の履行について、行政が適正に監視することで、一般消費者の危害防止に役立っている。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<p>町村の区域について計画的に立入検査を実施していくとともに、区市の立入検査が円滑に実施できるよう適切に協力していく。</p>			
【所管部署】	局	部	課
	生活文化局	消費生活部	生活安全課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

福祉保健局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(1)商品・サービスの安全の確保			
【番号】	【施策名】		
3-1-4	輸入食品対策の推進		
【施策の概要】			
<p>我が国では国内で消費される食料の多くを外国からの輸入に依存しており、輸入食品の占める割合はカロリーベースで全体の約6割に達している。また、輸入農産物の残留農薬や遺伝子組換え食品など輸入食品の安全性に対する都民の関心は高い。</p> <p>都では、輸入食品を専門に監視する輸入食品監視班を設置し、流通前の倉庫保管段階における検査・監視指導及び輸入事業者の自主管理推進に向けた支援等を重点的に行っている。</p> <p>今後も、輸入農産物の残留農薬、遺伝子組換え食品及び放射能等の検査を実施し、その結果をホームページなどにより公表するとともに、添加物及び残留農薬等の検査法の開発、事業者への監視指導、自主管理推進のための講習会などを実施し、輸入食品に係る安全・安心を確保する。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>輸入食品の安全対策については、平成27年に改定した東京都食品安全推進計画の中で、重点的・優先的に推進する事業と位置付け、食品衛生監視指導計画の中でも重点事業として実施した。保健所をはじめ関係機関が連携し、輸入業者、卸売市場、小売販売店などの事業者への立入りを行い、1,389検体の輸入食品を検査し、6品目の違反食品を発見し適切に処置した(いずれも平成31年3月26日現在の速報値)。</p> <p>また、健康安全研究センターにおいては添加物及び残留農薬等の新たな検査法を開発した。平成30年11月に開催した「輸入食品関係事業者衛生講習会」には412名の参加があった。</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>国の検疫所の検査を補完して食品等の検査を行うとともに、輸入者自らが輸入に関する正しい知識を持ち、取扱う食品の安全性を的確に把握できるよう指導することで、より安全・安心な輸入食品流通を担保している。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<ul style="list-style-type: none"> ・保健所をはじめ関係機関が連携し、輸入業者、卸売市場、小売販売店などの事業者への監視指導の実施 ・輸入食品の残留農薬や添加物等の検査 ・ホームページにより監視や検査結果を情報提供 ・添加物及び残留農薬等の検査法の開発 ・輸入事業者講習会の実施 			
【所管部署】	局	部	課
	福祉保健局	健康安全部	食品監視課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

福祉保健局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(1)商品・サービスの安全の確保			
【番号】	【施策名】		
3-1-5	米の安全性の確保		
【施策の概要】			
<p>都では、都内に搬入される玄米に含まれるカドミウム及び農薬等の有害物質について、「農用地の土壌の汚染帽子等に関する法律」、「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」及び「食品衛生法」等に基づき、昭和48年度から「都内搬入米重金属等汚染検査要領」を定めて検査を実施している。米穀は主食であり、都民の安全性への関心は一層高いことから、引き続き、「都内搬入米重金属等汚染検査」を実施し、基準値(0.4ppm)を超える米の流通の未然防止に努めている。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>1 分析対象品目及び検体数 カドミウム186検体(結果:0.4ppmを超える検体なし) 残留農薬20検体(結果:基準値を超える検体なし)</p> <p>2 商品の採取 都内卸問屋3店舗</p> <p>3 分析機関 健康安全研究センター</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>カドミウム及び農薬の汚染の恐れのある玄米については、都内搬入時点において検査し、汚染米の流通を未然に防止することにより、都民の健康と生命の安全が図られている。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<p>1 分析対象品目及び検体数(予定) カドミウム186検体 残留農薬20検体</p> <p>2 商品の採取(予定) 都内卸問屋3店舗</p> <p>3 分析機関 健康安全研究センター</p>			
【所管部署】	局	部	課
	福祉保健局	健康安全部	食品監視課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

福祉保健局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(1)商品・サービスの安全の確保			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-1-6	子供に対する室内化学物質の低減化対策の推進		
【 施策の概要 】			
健康で安全な室内環境の向上を目指し「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」(平成15年3月策定)を活用し、子供が利用する施設の管理者へ普及啓発を実施している。また、住宅の高断熱・高气密化による室内化学物質の高濃度化が懸念されるため、「住まいの健康配慮ガイドライン」(平成21年3月改訂)により、室内の化学物質低減化に関する取組を進めている。さらに、「健康・快適居住環境の指針」(平成28年度改訂版)により、室内空気中の化学物質対策を含んだ、より良い住まい方への提言を行っている。			
【 2018年度の取組状況 】			
<p>①「化学物質の子供ガイドライン」を活用し、子供が利用する施設の管理者や担当者等を対象に、室内空気中の化学物質の低減化対策のための講習会を開催(7月)。</p> <p>②教育庁の実施する学校施設管理者を対象とした講習会にて講演(6月)。</p> <p>③「保育事務説明会」において、室内環境対策を区市町村の担当者に説明(6月)。</p> <p>④「健康・快適居住環境の指針」と、その分冊版リーフレットの活用により、化学物質の低減化対策等を含めたより良い住まい方について普及啓発。</p> <p>⑤新生児を迎える家庭を対象としたリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」を用いた普及啓発を実施。</p> <p>⑥「化学物質の子供ガイドライン」「住まいの健康配慮ガイドライン」「健康・快適居住環境の指針」に基づいた室内環境対策や子供が利用する施設の適切な維持管理について、ホームページを利用した情報提供や都民からの相談対応等による正しい知識の普及。</p> <p>⑦庁内関係局で連絡会を開催し、情報を共有して連携を強化(2月)。</p>			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
室内空気中の化学物質対策について、ホームページを利用した情報提供や都民からの相談への対応等を行い、正しい知識の普及を図っている。			
【 2019年度の取組予定 】			
<p>①「化学物質の子供ガイドライン」を活用し、子供が利用する施設の管理者や担当者等を対象に、室内空気中の化学物質の低減化対策のための講習会を開催。</p> <p>②教育庁の実施する学校施設管理者を対象とした講習会にて講演。</p> <p>③「保育事務説明会」において、室内環境対策を区市町村の担当者に説明。</p> <p>④「健康・快適居住環境の指針」と、その分冊版リーフレットの活用により、化学物質の低減化対策等を含めたより良い住まい方について普及啓発。</p> <p>⑤新生児を迎える家庭を対象としたリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」を用いた普及啓発を実施。</p> <p>⑥「化学物質の子供ガイドライン」「住まいの健康配慮ガイドライン」「健康・快適居住環境の指針」に基づいた室内環境対策や子供が利用する施設の適切な維持管理について、ホームページを利用した情報提供や都民からの相談対応等による正しい知識の普及。</p> <p>⑦庁内関係局で連絡会を開催し、情報を共有して連携を強化。</p>			
【 所管部署 】	局	部	課
	福祉保健局	健康安全部	環境保健衛生課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

産業労働局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(1)商品・サービスの安全の確保			
【 番号 】	【 施策名 】		
3-1-7	東京都農林総合研究センターの運営		
【 施策の概要 】			
東京都農林総合研究センター(以下「研究センター」という。)は、東京の農林業や食品産業の振興に資する試験研究を的確かつ迅速に推進する研究機関として、平成17年に設立された。研究センターでは、都民に安全・安心な農作物を提供するため、農薬・汚染物質等の残留実態の解明や病虫害防除の研究、東京特産品種の育成等を行っている。また、こうした調査・研究成果を農業者や都民に対し指導・情報提供し、農林水産業の振興と都市の良好な生活環境の保全に積極的に貢献している。今後は、より消費者や農林業者・食品産業等のニーズに的確に応えるような試験研究を実施していく。			
【 2018年度の取組状況 】			
①平成29年2月に品種登録されたワケネギ「東京小町」について、周年安定生産を目的とした、栽培時の病虫害の発生生態に関する調査を行った。②野菜生産で使用されることが多い土壌消毒剤のダズメットが、都内土壌においてどのように残留するか検証した。③都内酪農現場における効率的なハエの捕獲法を検討し、環境負荷の少ない防除技術の開発を目指した。			
【 「消費者の視点」から見た、取組による成果 】			
①「東京小町」と従来のワケネギ品種を比較すると、新品種である「東京小町」のほうが、病虫害の発生量が少ない傾向にあった。②土壌消毒剤(ダズメット)は、土壌が適湿で温度が高い環境下で最も早く分解され、残留を防ぐことが判明した。より安全な使用方法を確立し、安全・安心な野菜生産に向けた知見を得ることができた。③都内畜産農家において、家畜へのストレスや近隣住民とのトラブルにもなりうるハエなどの害虫は、気温の影響を受けながらも、青色の粘着シートを地面から40cmの高さに設置することで、効率的に捕獲できることが判明した。			
【 2019年度の取組予定 】			
「東京おひさまベリー」を春定植でも大きい果実(1果実あたり15g以上)を収穫できるよう、育苗方法、定植時期、栽培中の保温方法などの栽培管理技術を検討する。			
【 所管部署 】	局	部	課
	産業労働局	農林水産部	調整課

**「東京都消費生活基本計画」
取組実績(2018年度)取組予定(2019年度) 調査票**

産業労働局

政策3 消費生活の安全・安心の確保			
(1)商品・サービスの安全の確保			
【番号】	【施策名】		
3-1-8	青梅畜産センターの運営補助		
【施策の概要】			
<p>青梅畜産センター(以下「センター」という。)は、都内畜産農家の経営安定と、都民に安全・安心な畜産物を将来にわたり安定供給するため、平成17年度に設立された。</p> <p>センターでは、「トウキョウX」等の血統維持・管理や、高品質な種豚・種鶏の生産・供給を行い、都民に安全・安心な畜産物を提供している畜産農家での生産拡大に努めている。今後は更に、都民の畜産に対する理解を深めるための活動を積極的に行っていく。</p>			
【2018年度の取組状況】			
<p>①都民が安全安心な畜産物を入手しやすくなるよう、種豚・種鶏の生産を行うとともに、都民に畜産物を提供している農家に対して、種豚や雛を供給。</p> <p>トウキョウXの種豚供給 80頭 東京しゃも雛供給 28,632羽 東京うこっけい雛 14,264羽</p> <p>②家畜防疫の強化のため、青梅庁舎バイオセキュリティ委員会を開催。</p> <p>委員会開催 4回</p> <p>③都民の畜産に対する理解を促進するため、イベントの開催及び参加。</p> <p>家畜ふれあいデーの開催 2回(4月、10月) 味わいフェスタ参加 1回(10月) 食育フェア参加 1回(11月)</p>			
【「消費者の視点」から見た、取組による成果】			
<p>○高品質な畜産物を安定的に生産できる体制を維持することで、いつでも東京の特産品を味わうことができる。</p> <p>○家畜防疫の強化を図ることで、種畜配付の継続が確保され、安全・安心な畜産物の生産が促進される。</p> <p>○東京では家畜にふれることは少ないため、家畜や畜産について体験し、知る大変よい機会を提供している。</p>			
【2019年度の取組予定】			
<p>①都民が安全安心な畜産物を入手しやすくなるよう、種豚・種鶏の生産を行なうとともに、都民に畜産物を提供している農家に対して、種豚や雛を供給する予定。</p> <p>トウキョウXの種豚供給 160頭 東京しゃも雛供給 24,000羽 東京うこっけい雛 14,000羽</p> <p>②青梅庁舎バイオセキュリティ委員会の開催。</p> <p>年 3回</p> <p>③都民の畜産に対する理解を促進するため、イベントの開催及び参加する予定である。</p> <p>家畜ふれあいデーの開催 2回(4月、10月予定) 味わいフェスタ 1回(10月予定) 食育フェア参加 1回(11月予定)</p>			
【所管部署】	局	部	課
	産業労働局	農林水産部	農業振興課